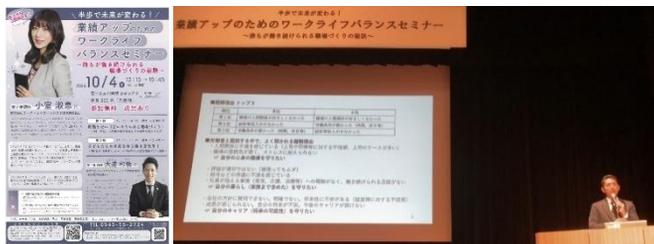


■ Roadコンサルティングからの人材育成・外国人材の雇用や生活サポートに関する情報

半歩で未来が変わる！業績アップのための ワークライフバランスセミナー』 受講レポート ワークライフバランスセミナーから学んだ3つのこと



令和6年10月4日にロゼシアターで行われた、富士市役所主催の「半歩で未来が変わる！業績アップのためのワークライフバランスセミナー〜誰もが働き続けられる職場づくりの秘訣〜」に参加しました。

ワークライフバランスセミナーでは、株式会社ワークライフバランス代表取締役の小室淑恵様と当社代表の大道和哉が登場され、テーマに沿ったお話を聞くことが出来ました。当社代表の「離職のない思いやりのある職場づくり」を聞いて学ぶことができた3つのことについて、川名天翔よりご紹介させていただきます。

- ①働き方改革が目指すのは労働生産性の向上
- ②多様な人材と協力しあうこと
- ③目的・目標を明確にして、ブレないこと

セミナーに参加して、20代前半の私にとってこれからの時代を働く上でさまざまな学びを得ることができました。今回のセミナーで学んだことを日々実践し、そこから新たな学びを得られるよう、日々精進してまいります。

詳細はこちら <https://road-consulting.jp/information/2154/>

Road主催 若手社員向け研修 受講レポート

若手社員向け研修を通して社会人としての基礎と自律的に働くことの大切さを学びました。



2024年10月10日（木）に、Road若手社員向け研修を実施いたしました。当日受講生として参加をいたしました塩川好輝より、研修の概要と今回の研修を通して学んだことをご紹介させていただきます。

Road若手社員向け研修は、社会人としての基礎を学ぶと同時に、自分を知り、課題解決ができるような人材になっていけるような方向性を教えることを目的としています。私が本研修に参加をして、特に印象に残った2点を抜粋してご紹介をさせていただきます。

- ①社会人としての基本的な姿勢とあり方
- ②組織に求められる自立型人材

Road若手社員向け研修の参加を通して、社会人とはどのような姿勢であるべきなのか、どのような思考を持ち合わせていなければならないのかを理解することができました。現代社会から求められる自律型人材になるために、まずは自身の生活習慣やリズムを見直し、仕事に全力を注げるよう努力していきたいと思えます。

詳細はこちら <https://road-consulting.jp/report/2171/>

富士山メソッドプロジェクト 9月レクリエーション

日本の在留資格を学ぶキャリア勉強会を実施しました！～外国人技能実習生の皆さんと一緒に～

富士山メソッドプロジェクトでは、働く外国人の皆さんが、楽しみながら日本の文化を知り、地域の皆様と交流することができるようなレクリエーションを毎月企画・実施しています。富士山メソッドプロジェクトでは、毎月レクリエーションを実施しています。

詳細はこちら <https://fujisan-method.jp/info/1431/>

<絵はがき教室>

富士山メソッドプロジェクト相談役の米山先生は、絵はがきを作る名人でもあります。米山先生に絵はがき作成のやり方を教えていただき、好きな絵と好きな日本の言葉を組み合わせた絵はがきを作成しました。

1人1人が夢中で思い思いの作品を作成し、あっという間に時間が経ってしまいました。

作成後は額に絵を入れ、自分の作品を他の方と見せ合いました。見た目と作品とのギャップに笑ってしまう方もいらっしゃいました。最後は皆さんで作品を持って記念写真を撮影しました。



<ランチタイム>

ランチタイムでは、今回ご参加いただいた実習生の皆さんが、参加者全員分のミャンマー料理を作ってきてくださいました。全員分を作るために、前日夜遅くまで準備をしてくれたそうです。料理はミャンマーの串料理、春雨の炒め物、クレープなどがありました。全部美味しくいただきましたが、串料理にあったミャンマーの豆腐が特に美味しいとの声が多く出ました。



<キャリア勉強会>

富士山メソッドプロジェクトの通訳としてサポートいただいておりますニンニューさんと友人の播（ハリ）さんから、日本の在留資格についてお話をいただきました。ニンニューさんと播さんから、日本の在留資格については実習生の皆さんから、主体的に質問が多く出てきました。日本の在留資格は、種類によって条件も変わってくるため、実習生の皆さんが予め準備しなければならないこともあります。勉強会を通して、自分が希望する将来に向けて何を準備しなければならないのか、実習生の皆さんにとって深く学べる機会になりました。



■ 社労士オフィスろーどからの労務情報

10月1日から児童手当制度が改正されています

令和6年10月1日から「児童手当制度」が改正されています。今回の改正は子育て支援の強化を目的としたもので、子どもを育てる従業員様の生活に密接に関わる重要な改正です。主な改正ポイントは以下の通りとなっています。

- ① **支給対象の拡大** … 高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）も支給対象となりました。
- ② **所得制限の撤廃** … 従来の所得制限が撤廃されました。
- ③ **支給額の増額** … 第3子以降の児童に対する支給額が月額30,000円に増額されました。
- ④ **支給時期の変更** … 児童手当の支給時期が年3回から隔月（偶数月）の年6回に変更されました。

その他の詳しい情報に関しては、以下URLよりご確認くださいませ。

【こども家庭庁「もっと子育て応援！児童手当」】

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>

11月1日から自転車の危険運転に罰則が科されます

令和6年11月1日より自転車の「運転中のながらスマホ」と「酒気帯び運転および幫助」に対して新しく罰則が適用されます。

■ 運転中のながらスマホ

- ・ 6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・ 交通の危険を生じさせた場合は1年以下の懲役または30万円以下の罰金

■ 酒気帯び運転および幫助

- ・ 違反者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 自転車提供者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 など

なお、上記対象者は「自転車運転者講習制度」の受講対象者となります。

【警察庁「自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました」】

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/R6poster/R6_leaflet_jitensya_b.pdf



「給与の低さ」が若年層の転職理由トップ

厚生労働省は、事業所における若手労働者の雇用状況、若手労働者の就業に関する意識など、若年者の雇用実態について把握することを目的として実施している「若年者雇用実態調査」（令和5年）の結果を公表しました。

公表結果によると、若年労働者（満15～34歳の労働者）の前職の離職理由として最も多かったのは「給与の低さ」で59.9%でした。特に20～24歳の年齢層では男性64.6%、女性60.3%と高く、若年層の転職動機における給与の重要性が浮き彫りになっています。

一方で、「仕事の内容が自分に合わない」（41.9%）や「自分の技能や能力を活かしたい」「責任のある仕事を任せたい」（33.8%）といったキャリアアップ・スキルアップでの理由も上位にきています。これは、若年労働者が単に給与だけでなく、仕事の質や自己成長の機会も重視していることを示しているといえます。詳細は以下URLよりご覧ください。

【厚生労働省「令和5年 若年者雇用実態調査」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/4-21c-jyakunenkovou-r05.html>

キャリアアップ助成金「正社員化コース」のご紹介

キャリアアップ助成金「正社員化コース」は、有期雇用労働者等の企業内でのキャリアアップを促進することを目的としたものであり、有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換をした事業主に対して助成金が支給されるコースです。助成金額は以下の表の通りとなります。

助成額	中小企業の場合	大企業の場合
①有期 → 正規	80万円	60万円
②無期 → 正規	40万円	30万円

キャリアアップ助成金申請のためには、対象者様の出勤簿・賃金台帳・就業規則の整備等が必要となります。活用を検討されたい企業様は、お気軽に当社までお問い合わせください。

【厚生労働省「キャリアアップ助成金のご案内（令和6年度版）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001249270.pdf>

「マイナ保険証」4つのメリット

社労士オフィスろーどの千葉佳汰です。
今回は最近耳にする機会が増えた「マイナ保険証」の4つのメリットをご紹介します。



<「マイナ保険証」とは?>

マイナ保険証とは「マイナンバーカード」と「健康保険証」が一体化したものです。個人情報を電子媒体にまとめてあるマイナンバーカードに、健康保険証としての機能を持たせることで、医療機関や薬局等で健康保険証の代わりにマイナンバーカードを利用することができます。

<マイナ保険証の4つのメリット>

今回のブログでは、マイナ保険証の以下4つのメリットについて紹介させて頂きました。

- ① 高額医療費制度の対応が病院窓口で自動で受けられる
- ② オンラインで診断結果を確認できる
- ③ 確定申告時の医療費控除の申告書への反映が簡略化
- ④ 病院の事務作業簡略化による医療費の軽減

詳しくはこちらをご覧ください <https://office-road.jp/blog/useful-blog/4764/>

